

◎佐賀県条例第33条

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(佐賀県監査委員条例の一部改正)

第1条 佐賀県監査委員条例（昭和39年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(要求監査及び住民請求監査) 第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項の規定による監査の要求又は請求を受けたときは、10日以内に、監査を開始しなければならない。ただし、法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた場合は、この限りでない。 2 略	(要求監査及び住民請求監査) 第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第242条第1項又は第243条の2の9第3項の規定による監査の要求又は請求を受けたときは、10日以内に、監査を開始しなければならない。ただし、法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた場合は、この限りでない。 2 略

(佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 佐賀県東部工業用水道の設置等に関する条例（昭和43年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、工業用水道の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、工業用水道の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	（職員の賠償責任に基づく債務の免除） 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9</u>（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

（佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第4条 佐賀県職員の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、職員（知事を含み、同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下同じ。）の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第2条 職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。 （1） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員 地	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、職員（知事を含み、同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下同じ。）の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第2条 職員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせる。 （1） 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員 地

改正前	改正後
方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。） 第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の 基準給与年額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ 次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 地方警務官 政令第173条の4第1項第2号に規定する地 方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に 応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略	方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。） 第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の 基準給与年額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ 次に定める数を乗じて得た額 ア～エ 略 (2) 地方警務官 政令第173条の5第1項第2号に規定する地 方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に 応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア・イ 略

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。